

米 国

8年ぶりの対日 AD 発動

ジェトロ海外調査部北米課長 山田 良平

2013年は、アンチダンピングの調査開始件数が01年以降で最多を記録した。日本製品も14年に4件が最終裁定に持ち込まれ、うち2件について発動された。発動は8年ぶり。他方、中には米議員の圧力により発動を促すような調査手続きが取られる案件もあり、これをめぐって、韓国が米国をWTO提訴する動きも見られる。

対日発動は13品目に

米国のアンチダンピング（AD）措置発動までの手続きは、調査の開始以降、国際貿易委員会（ITC）と商務省の仮決定を受けて、商務省の最終決定へと進む。その最終決定を経た上でITC委員6人の採決により、国内産業に「実質的な損害（material injury）」を与えているとの「クロ」裁定が下されると、発動が決まる。ITC委員は最終裁定において、(1)対象となる品目の輸入量、(2)国内の類似製品の価格への影響、(3)国内生産者の国内生産活動に対する影響——を勘案することになっている。

現在、対日AD発動品目数は13に及ぶ（2014年8月末時点）。日本製品に対する新規のAD措置は06年以降、発動されていなかった。発動から5年が経過すると措置を継続するか否かの調査（サンセット・レビュー）が行われ、一部には措置が撤回された品目もある。この調査では、商務省がダンピングの有無を、ITCが国内産業への損害の有無を検討し、どちらかが「なし」の判定を出せばAD措置は撤回される。

14年にAD措置発動となった日本製品4件に対する調査は、13～14年にかけて進められた。うち2件はITCの最終裁定で「シロ」となり発動されなかったが、商務省の最終決定段階まで進んだ。その2件のうちの一つがプール殺菌剤の調査だ。四国化成や南海

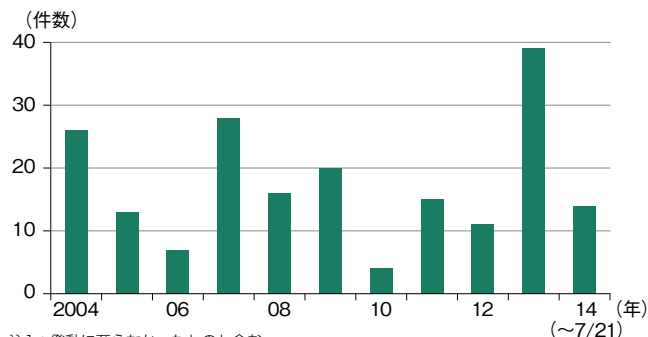
化学の製品が対象となった。もう一つは方向性電磁鋼板（GOES）。残りの2件がITC裁定を経て「クロ」となり、14年5月にニッケルメッキ鋼板、11月に無方向性電磁鋼板（NOES）について、8年ぶりに発動が決定された。ニッケルメッキ鋼板は最大77.70%、NOESは最大204.79%の税率が課されることとなる。

ITCの説明によると、NOESは電気モーターのコストの20～84%を、変圧器のコストの80%、発電機のコストの20%を占める。

NOESの調査はスウェーデン、ドイツ、台湾、韓国製品なども対象となっており、日本製品だけを標的とした動きとはいえない。また日本製品に限らず、調査件数が増えている現状がうかがえる。商務省による13年の調査開始件数は39件（輸入相手国1国・地域を1件としてカウント）と、01年以来、最多となった。14年も7月までで既に14件と過去の年間件数にほぼ到達している（図1）。調査対象の3割は中国製品だが、注視すべきはタイ、トルコ、インドなど、ここ数年全く調査の対象になっていなかった国が含まれるようになったことだ。日本の4件もここに含まれる。

ある通商法事務所からは、「景気が完全に回復し、モノの取引が活発になる中で、企業間の競争が激しくなっている。米企業は輸入品の増加に過敏に反応する

図1 AD 調査開始件数



注1：発動に至らなかったものも含む
 注2：例えば輸入元が3カ国に及び調査は3件とカウントする
 資料：ITC資料を基に作成

ようになっている」との見解も聞かれる。景気回復は企業間競争をも活発にする。すなわち輸入増に敏感な米国内の企業は、貿易救済措置を求めるようになる。

他国からの輸入増の巻き添えに

NOESに対するAD調査の申請は鉄鋼製品の製造・販売を手掛けるAKスチールが13年9月に行った。同社は、GOESの調査でも申請主体となるなど、数々の申請における当事者である。

ITCの判断材料の一つ、前述の(1)対象となる品目の輸入量については、他国からの輸入量と合算して調査が行われることが多く、仮に日本製品は輸入減であっても全体では輸入増となることもある。輸入増を根拠に「実質的な損害」とみなされれば、いわば巻き添え現象が生じ得る。ITCは今回、スウェーデン、ドイツ、台湾、日本などからの輸入を積み上げた上で、10年から12年にかけて輸入量は36.9%「増えている」との認識を示した。しかし当然ながら、「輸入量増」は、1国ごとに見るか調査対象国全てを足し上げるかで数字に大きな差が出る。被告側のうちスウェーデンは、流通形態、製品の違いから各国の輸入量を積み上げることへの異論を主張した。

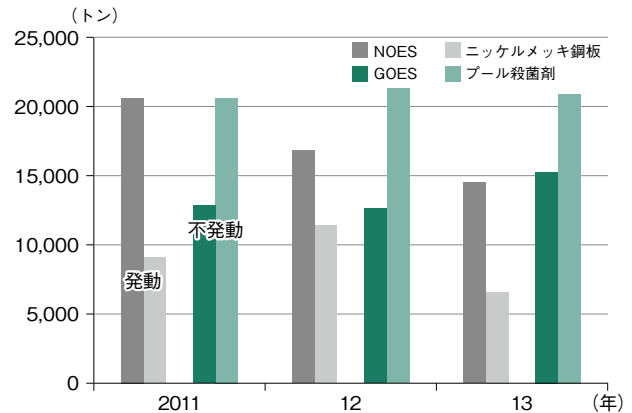
NOESについては、日本からの輸入量は減っている(図2)。他3件の調査についても、発動の決定と日本からの輸入量の推移に明確な因果関係は見られない。輸入量が減っているのに発動となったものもあれば、微増で不発動となったものもある。

同じく(3)の国内生産者の生産活動に対する影響について、被告側は——国内産業の状況は、国内生産された類似製品との競合、国内市場の需要減などを反映したもので、原因はNOESの輸入以外のところにある、と主張。GOESや冷間圧延モーター用積層鋼板(CRML)が国内の類似製品となり得るか否かについては、その程度や範囲において申請者と被告側の見解が分かれたが、最終的に申請者の主張が通った裁定となった。

議員の圧力によるAD税賦課も

他方、AD措置発動一辺倒の動きに一石を投じようとするケースも出ている。14年12月には韓国が、米国のダンピングマージンの計算方法がWTO協定と整

図2 AD調査品目の日本からの輸入推移



注：AD対象品目と完全一致する統計ではない
資料：商務省資料を基に作成

合的でない」と主張して提訴した。

焦点となっているのは油井用鋼管(OCTG)に対するAD調査で、過去に対日AD税が賦課されたこともある品目でもある(その後、サンセット・レビューを経て07年に廃止)。今回は13年7月にUSスチールなど鉄鋼9社が申請した調査で、大規模なものだ。9社はインド、フィリピン、サウジアラビア、韓国、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、ベトナムの9カ国・地域を対象にADの申請を行った。14年8月のITCの最終裁定で、サウジアラビアは調査中止となり、フィリピンとタイは「シロ」となったが、残る6カ国・地域には「クロ」判定が出た。

韓国側は、商務省が仮決定の後にダンピングマージンが大きくなるよう計算方法を変更し、含めるべきでない数字を含めるなどして結果を操作した、と主張。事実、仮決定後、米国の鉄鋼議員連盟が韓国製品の調査結果について懸念を示し、同省に書状を送ったり公聴会で証言を行ったりするなどして圧力をかけた。このため仮決定時はゼロだったAD税率が、最終決定では最大で15.75%が課される結果となった。

14年7月の公聴会で鉄鋼議員連盟を代表するヴィスクロスキー議員(民主党、インディアナ州)は、「OCTGの輸入は08年以降2倍に増えた」と輸入増を訴える証言を行った。実のところ、リーマン・ショックによる輸入の落ち込みの反動増であって、OCTGだけでなく鉄鋼製品全ての輸入(13年)が09年比で倍増している。

このように景気回復と合わせるかのごとく、一部の利益集団の支持を受けた議員が原告を後押しする主張を行う構図も復活したようである。

